

今年度も給付金を支給します
安平町では9月1日から
申請の受付開始を予定しています

臨時福祉給付金

平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられたことに伴い、所得の低い方々への負担の影響を緩和するための措置として、臨時福祉給付金を支給することになりました。

給付対象者は？

平成27年1月1日時点で安平町に住民登録し、平成27年度分市町村民税（均等割）が課税されていない方。（課税されている方の扶養親族等となっている場合や生活保護受給者の方は対象外となります）

給付額は？

給付対象者1人につき6,000円

※昨年度行われた年金や各種手当等受給者への加算措置はありません。

申請手続は？

安平町では、**9月1日から12月1日まで**の3か月間で申請受付を予定しています。

支給時期は？

申請受付日から、およそ1か月以内での支給を予定しています。



- 注意！ -

- 申請時期や支給時期は市区町村によって異なります。
- この給付金に関して、給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報詐取」の被害に遭わないようご注意ください。
- ◆安平町や厚生労働省などからATM（銀行・コンビニなどの現金自動預払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ◆安平町や厚生労働省などが住民の皆さんの世帯構成や生年月日等の個人情報を照会することは、絶対にありません。